

00576

本書ノ大キサム國定規格A5判

# 鳥取縣公報

告示

昭和十六年六月十七日 火曜日

第千二百四十二號

## ◆鳥取縣告示第四百八十七號

昭和十二年十月一日鳥取縣告示第五百五十五號鳥取縣地方工業化委員會規定ハ之ヲ廢止ス

昭和十六年六月十七日

鳥取縣知事 八田三郎

昭和十二年十二月鳥取縣告示第七百四十二號鳥取縣中小商工業資金融通損失補償規程中左ノ通改正ス

昭和十六年六月十七日

鳥取縣知事 八田三郎

鳥取縣中小商工業資金融通損失補償規程

第一條中「商業組合聯合會」ノ下ニ「商業小組合」ヲ「工業組合

聯合會」ノ下ニ「工業小組合」ヲ加フ

第三條中「七」ノ次ニ「八 無盡會社」「九 庶民金庫」ヲ加フ

第六條ヲ左ノ通り改ム

最終借受人ニ對スル貸付條件ハ左ノ各號ニ定ムル所ニ依ル  
但シ預金部資金ニ付テハ各其ノ融通要綱ニ依ル

一 最終借受人ノ資格

(イ) 現ニ營業ヲ爲シツ、アル中小商工業者(個人又ハ會社)

ニシテ引續キ營業ヲ爲ス見込確實ナルモノ

(ロ) 支那事變ノ爲戰死シタル者ノ遺族、應召中ノ者ノ家族  
又ハ歸鄉應召者ニシテ新ニ中小商工業ヲ營マントスルモノ

(ハ) 支那事變ノ進展ニ伴フ物資需給調整其ノ他各方面ニ亘  
ル經濟統制ノ強化ノ影響ヲ受ケ從來ノ業務ノ全部又ハ  
一部ヲ休廢止スルヲ餘儀ナクセラレタル中小商工業者  
(個人又ハ會社)ニシテ政府若ハ地方公共團體若ハ指  
ヲ受ケ又ハ政府、地方公共團體若ハ其ノ經營シ若ハ指  
導監督スル轉換相談機關ノ指導斡旋ニ依リ業務ヲ轉換  
セントスルモノ

(ニ) 支那事變ノ爲戰死シタル者ノ遺族、應召中ノ者ノ家族  
又ハ歸鄉應召者ニシテ業務ヲ轉換セントスルモノ  
(ホ) 商業組合、商業組合聯合會、商業小組合、工業組合、  
工業組合聯合會、工業小組合、市街地信用組合  
二 最終借受人ニ對スル貸付金額ノ限度

(イ) 個人又ハ會社ニ對スル貸付ニ在リテハ一人又ハ一會社  
當リ一(イ)及(ロ)ニ規定スル者ニ付テハ五千圓以内  
(イ) (イ)及(ロ)ニ規定スル者ニ付テハ一千圓以内

(無擔保ノ場合ハ二千圓以内)一(ハ)及(ニ)ニ付テハ  
一萬圓以内(無擔保ノ場合ハ五千圓以内)トス但シ一  
(イ)ニ規定スル者ニ對スル災害復興ニ要スル資金ニ付  
テハ二萬圓以内(無擔保ノ場合ハ一萬圓)トス  
(ロ) 商業組合、商業組合聯合會、商業小組合、工業組合、  
工業組合聯合會、工業小組合及市街地信用組合ニ對ス  
ル貸付ニ在リテハ制限ヲ設ケズ但シ金融機關ガ之等ノ  
組合ニ貸付ヲ行フ場合ハ一口毎ニ豫メ知事ノ承認ヲ受  
クベシ

### 三 資金ノ用途

(イ) 中小商工業者ノ營業資金及災害復舊資金  
(ロ) 中小商工業者ノ業務轉換資金(業務轉換ノ爲必要ナル  
設備資金、轉換シタル業務ニ必要ナル運轉資金及業務  
轉換ノ爲必要已ムヲ得ザル舊業務整理資金)

(ハ) 商業組合、商業組合聯合會、商業小組合、工業組合、  
工業組合聯合會、工業小組合ノ各事業資金並市街地信  
用組合ノ商工業者ニ對スル信用事業資金  
前記各號ノ資金中舊債ノ償還ニ充ツルモノニ付テハ其  
ノ舊債ガ當該金融機關ノ貸付金ナルトキハ知事ノ承認

### アリタルモノニ限ル

#### 四 債還方法及期限

十年以内ノ年賦半年賦月賦若ハ日賦償還(元金均等償還タ  
ルコトヲ要セズ)又ハ三年以内ノ定期償還ノ方法ニ依ル但  
シ災害復興ニ要スル設備資金ニシテ特ニ必要アルトキハ知  
事ノ承認アリタルモノニ限リ十五年以内ノ年賦半年賦又ハ  
月賦償還ノ方法ニ依ルコトヲ得  
年賦、半年賦、又ハ月賦償還ノ場合ニハ二年以内ノ据置期  
間ヲ設クルコトヲ得

#### 五 利率

最終貸付利率八分六厘以内トス

#### 第九條 第二項中「商業組合聯合會」ノ下ニ「商業小組合」ヲ「工

業組合聯合會」ノ下ニ「工業小組合」ヲ加フ

#### 第十四條 第一項但書中「產業組合中央金庫」ノ下及第二項中

「產業組合中央金庫」ノ下ニ夫々「庶民金庫」ヲ加フ

#### 第二號様式ヲ廢シ第二號ノ一、第二號ノ二、樣式ヲ設ク

#### 第二號ノ一 樣式

年 月 日

縣 郡 村 番地

一〇 擔保物ノ種類數量及其ノ見積價額

注 意 事 項

00578

00577

株式會社 何々銀行(何々組合)

頭取(理事長) 何 某 国

鳥取縣知事宛

鳥取縣中小商工業資金融通損失

補償制度ニ依ル資金貸付報告書

今般別紙ノ通貸付仕候條鳥取縣中小商工業資金融通損失補償規程

第七條ノ規定ニ依リ此段及報告候

一 貸付機關名

二 貸付番號

三 債務者(營業所又ハ事務所ノ所在地氏名又ハ名稱職業  
又ハ事業ノ種類)

四 貸付年月日

五 貸付タル資金(中小商工業振興資金、中小商工業轉換資金、)  
ノ種類及金額

六 貸付金ノ用途(運轉資金、固定資金、舊債借換資金)

七 貸付 利率 年 分 呎

八 債還方法(何賦償還又ハ定期償還)

九 最終辨濟期日(昭和年月日)

## 一 貸付番號

(1) 貸付番號ニ付テハ貸付機關毎ニ一聯番號ヲ附スルコト

## 二 債務者

(1) 債務者ガ法人ナル場合ハ法人ノ名稱ノ外ニ代表者名ヲ記載スルコト

(2) 連帶債務者アル場合ハ一名毎ニ其ノ住所、職業及氏名ヲ列記スルコト

(3) 戰死シタル者ノ遺族、應召中ノ者ノ家族若ハ歸郷應召者ニシテ新規ニ開業セントスルモノニ對スル貸付ニ在リテハ遺族若ハ歸郷應召者ナルコトヲ附記スルコト

(4) 業務轉換ノ爲メノ資金ヲ融通シタルトキハ新業務、舊業務ヲ並記シ且新業務ガ軍需產業、輸出產業又ハ代用品產業等ノ何レニ該當スルヤ記載スルコト

(5) 戰死シタル者ノ遺族、應召中ノ者ノ家族若ハ歸郷應召者ニシテ他ニ轉業セントスルモノニ對スル貸付ニ在リテハ前號ノ事項ノ外遺族若ハ歸郷應召者ナルコトヲ記載スルコト

## 三 貸付金ノ用途

(1) 用途ノ記載ハ運轉資金、固定資金、又ハ舊債借換資金ノ別ヲ記載スルヲ以テ足ルモ營業資金ト記載スルハ避ケラル、

コト

## 四 貸付利率

(1) 舊債借換資金ノ場合ハ舊債ノ債權者名ヲ必ズ附記スルコト

## 五 債還方法

(1) 債還方法ノ用語ハ年賦、半年賦、三ヶ月賦、月賦、日賦及高ヲ「貸付金額」ノ下ニ註記スルコト

## 六 其ノ他

(1) 本制度ニヨリ同一人ガ二口以上ノ債務アル場合ハ其ノ現在定期等ニ統一スルコト

## 第二號ノ二 様式

年	月	日
縣	都市	村町
		番地

株式會社何々銀行(何々組合)

例へば何年度何號貸付金 今回計	何何何圓圓
--------------------	-------

頭取(理事長) 何 某 圓  
鳥取縣知事宛

金 圓 錢ノ償還アリタルニ依ル  
二 擔保物件ノ内容ノ變更ニ在リテハ

(1) 「變更條件」欄ニ左ノ如キ事項ヲ記載スルコト  
イ 變更前ノ擔保物(種類數量及見積價額)

イ 變更後ノ擔保物(同)  
ロ 異動擔保物(同)  
ハ 異動當日現在元金殘高

第三號様式ヲ左ノ通改ム

## 第三號樣式

年	月	日
縣	郡	村町
		番地

株式會社何々銀行(何々組合)  
頭取(理事長) 何 某 圓  
鳥取縣知事宛

鳥取縣中小商工業資金融通損失補償規程  
ニ依ル貸付概況報告書

(1) 「變更條件」欄ニハ別紙改訂債還豫定表ノ通ト記載シ該豫定表一通ヲ本報告ニ添付スルコト

(2) 「變更理由」欄ニハ左ノ如キ事項ヲ記載スルコト

昭和年月日金圓 錢債還豫定ナリシ處

00579

00580

(2) 舊債借換資金ノ場合ハ舊債ノ債權者名ヲ必ズ附記スルコト

(3) 戰死シタル者ノ遺族、應召中ノ者ノ家族若ハ歸郷應召者ニシテ新規ニ開業セントスルモノニ對スル貸付ニ在リテハ

「新規開業ニ要スル」固定資金又ハ運轉資金等ト記載スルコト

コト

(1) 补償料ヲ含ミタルトキハ其ノ旨註記スルコト

(2) 戰死シタル者ノ遺族、應召中ノ者ノ家族若ハ歸郷應召者ニシテ新規ニ開業セントスルモノニ對スル貸付ニ在リテハ

「新規開業ニ要スル」固定資金又ハ運轉資金等ト記載スルコト

コト

(1) 債還方法ノ用語ハ年賦、半年賦、三ヶ月賦、月賦、日賦及高ヲ「貸付金額」ノ下ニ註記スルコト

(1) 本制度ニヨリ同一人ガ二口以上ノ債務アル場合ハ其ノ現在定期等ニ統一スルコト

(1) 債還方法ノ用語ハ年賦、半年賦、三ヶ月賦、月賦、日賦及高ヲ「貸付金額」ノ下ニ註記スルコト

00581

商業小組合		商業組合		貸付先		貸付年 度別償還 狀況調		昭和 年 度 貸付分		昭和 年三月三十一日現在 (貸付機關名)							
自己資金	轉一 換般	自己資金	轉一 換般	自己資金	轉一 換般	計	事業資金	轉換資金	振興資金	事業資金	轉換資金	振興資金	口數	當初	現在	高	貸付總額
轉換資金	計	振興資金	計	事業資金	轉換資金	振興資金	事業資金	轉換資金	振興資金	事業資金	轉換資金	振興資金	口數	當初	現在	高	貸付總額

00582

工業小組合		工業組合															
自己資金	轉一 換般	自己資金	轉一 換般	自己資金	轉一 換般	自己資金	轉一 換般	自己資金	轉一 換般	自己資金	轉一 換般	自己資金	轉一 換般	自己資金	轉一 換般	自己資金	轉一 換般
轉換資金	計	振興資金	計	事業資金	轉換資金	振興資金	事業資金	轉換資金	振興資金	事業資金	轉換資金	振興資金	事業資金	轉換資金	振興資金	事業資金	轉換資金

## 市街地信用組合

00583

中小商業者		個人		會社		事業資金	
自己資金	轉一換般	振興資金	轉一換般	自己資金	轉一換般	振興資金	轉一換般
計		計		計		計	

00584

## 中小工業者

個人		何々組合事業資金		會社		事業資金	
自己資金	轉一換般	振興資金	轉一換般	自己資金	轉一換般	振興資金	轉一換般
計		計		計		計	

00585

合計		自己資金		振興資金		何々組合事業資金	
計		轉換般		轉換般		計	
貸付先	氏名又ハ名稱	職業又ハ事業	貸付タル資金名	貸付年月日及番號	最終償還年月日	貸付高	
						當初現在	元利金延滞額
						現在	備考

## 二 年 度 末 現 在 延 滞 額 調

(貸付機關名)

昭和年三月三十一日現在

三 年 度 末 現 在 債 還 期 限 別 貸 付 金 調

昭和年三月三十一日現在

資金別	償還期限別		計
	定期	償還	
一年以下	一年以下	一年以下	
一年ノ超	三年ノ超エ	五年ノ超エ	
ユルモノ	モノ	モノ	
口數	口數	口數	
金額	金額	金額	
中小商工業振興資金			延利元 利子金 利子
中小商工業轉換資金			延利元 利子金 利子
商業組合事業資金			延利元 利子金 利子

昭和年年度貸付分

昭和年三月三十一日現在

中小商工業振興資金	商業組合事業資金

00587

金融機關ノ 自己資金	一般
合計	轉換
注 意 事 項	
一本表ハ毎年三月三十一日現在ヲ以テ作成シ五月末日迄ニ知事 ニ提出スルコト	
二 本表一ノ「貸付高當初」欄ニハ三月三十一日ニ於テ完済ニ至 ラザル貸付、即チ殘元金ノ存スル貸付金ニ付其ノ貸付當時ノ 元金額ヲ記載スルコト	
三 本表一ノ「貸付高現在」欄ニハ元金ノ延滞アル場合ハ其ノ額 (利子又ハ延滞利子額ハ除ク)ヲ含メタルモノヲ記載スルコ ト	
四 本表一ノ「貸付總額」欄ニハ當該年度中ニ於テ貸付タル當初 元金總額ヲ記入スルコト(完済ノ分ヲ含ム)	
本表二ニハ三月三十一日現在ニ於テ延滞アル貸付ニ付キ一口 ト	
鳥取縣中小商工業資金融通損失補償 規程ニ依ル補償金交付申請書	
鳥取縣中小商工業資金融通損失補償 規程ニ基ク貸付金ノ内別紙損	
第七號樣式ヲ左ノ通改ム	
年 月 日	
縣	市
郡	村
番地	番地
株式會社何々銀行(何々組合)	頭取(理事長) 何 某 同

外言算書人通指失有之候存有價金 金圓 錄交不相成  
度同規程第十五條ニ依リ證據書類相添此段及申請候也

請ニ關スル調書

一 概要

21  
金融機關

3

4 氏名及職業  
保證人 /

5 賽對年用

6 5  
貸付年月

實用  
卷八

87  
貸付利率

月 日ヨリ何ヶ年間毎半年利子ノ  
外元金 圓宛償還、据置期間中利子ハ  
毎年 月及 月各 日限り其月末日

鳥取縣公報

第十二百四十二號

昭和十六年六月十七日

(第三種郵便物認可)

一  
三  
二

00589

00590

合

計

注 意 事 項

細記載スルコト

三 「期間」欄ニハ第一回償還金ヨリ無滞償還アリタル日迄ノモノヲ一括記載シ無滞償還アリタル翌日ヨリ利子若ハ逕延利子計算

〔摘要〕欄三八回収又八取立金額收入金ノ性質別（債務者又八保證人ノ辨済金、不動産又八有體財產ノ競賣配當金等）逐次明

利子及遲延利子中取立不能金額計算明細表

(年 分 壱ノ割)

鳥取縣公報

第十二百四十二號

昭和十六年六月十七日

(第三種郵便物認可)

一五

圓	錢
一	一
二	二
三	三
四	四
五	五
六	六
七	七
八	八
九	九
十	十
十一	十一
十二	十二
十三	十三
十四	十四
十五	十五
十六	十六
十七	十七
十八	十八
十九	十九
二十	二十
二十一	二十一
二十二	二十二
二十三	二十三
二十四	二十四
二十五	二十五
二十六	二十六
二十七	二十七
二十八	二十八
二十九	二十九
三十	三十
三十一	三十一
三十二	三十二
三十三	三十三
三十四	三十四
三十五	三十五
三十六	三十六
三十七	三十七
三十八	三十八
三十九	三十九
四十	四十
四十一	四十一
四十二	四十二
四十三	四十三
四十四	四十四
四十五	四十五
四十六	四十六
四十七	四十七
四十八	四十八
四十九	四十九
五十	五十
五十一	五十一
五十二	五十二
五十三	五十三
五十四	五十四
五十五	五十五
五十六	五十六
五十七	五十七
五十八	五十八
五十九	五十九
六十	六十
六十一	六十一
六十二	六十二
六十三	六十三
六十四	六十四
六十五	六十五
六十六	六十六
六十七	六十七
六十八	六十八
六十九	六十九
七十	七十
七十一	七十一
七十二	七十二
七十三	七十三
七十四	七十四
七十五	七十五
七十六	七十六
七十七	七十七
七十八	七十八
七十九	七十九
八十	八十
八十一	八十一
八十二	八十二
八十三	八十三
八十四	八十四
八十五	八十五
八十六	八十六
八十七	八十七
八十八	八十八
八十九	八十九
九十	九十
九十一	九十一
九十二	九十二
九十三	九十三
九十四	九十四
九十五	九十五
九十六	九十六
九十七	九十七
九十八	九十八
九十九	九十九
一百	一百

特別費用	損失補償料中徵收不能金額	擔保物處分ニ依リ得タル金額	其ノ他ヨリ收入シタル金額又ハ收入見込額	處分未了擔保物評價額	8	7	6	5	4
圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢
(八)	(七)	(六)	(五)	(四)					
(二)	(一)	(三)	(四)	(五)					
當行(當組合)ノ昭和	年度融通總額ノ限度	圓	補償申請額						
當行(當組合)ノ昭和	年度貸付元金總額	圓							
當行(當組合)ノ昭和	手度實付金ノ員大補償率十 百	圓							

損失補償料中徵收不能金額  
擔保物處分ニ依リ得タル金額  
支拂未だ  
支拂未だ  
支拂未だ

(二)金額ヨリ(三)金額ヲ控除シタル金額  
補償申請額

圓 圓  
錢 錢

00591

◆鳥取縣告示第四百八十九號

左ノ各工場ガ使用スル度量衡器計量器ハ昭和十七年五月末日迄第一種取締及當該市町村長ノ行フ第二種取締ノ執行ヲ省略ス

昭和十六年六月十七日

東伯郡倉吉町大字住吉町四拾六番地

福島紡績株式會社倉吉工場

東伯郡倉吉町大字福吉町五拾七番屋敷

三才圖會

日本製絲株式會社米子工場

◆鳥取縣告示第四百九十九號

米穀現在高調査員左ノ通異動アリタリ

時一卷之二

## 調查擔當區域

鳥取縣知事

八

四

三郎

米山萬喜夫

飯野信美

岩美郡小田村

岩美郡小田村役場

同



00595

同 中北條 同 主事 前田 重治 無限責任大幡 同 同 中根 德治  
 同 下郷 同 書記 杉本 潤雄 保證責任黒坂 同 履矢田貝 勇治  
 同 成實 同 同 國谷 信照 同 日野 同 書記 山田 一郎

◆鳥取縣告示第四百九十三號

昭和十六年六月九日左ノ國民健康保険組合ノ設立ヲ認可セリ

昭和十六年六月十七日

一組合ノ名稱 山守村國民健康保険組合

二事務所ノ所在地 東伯郡山守村大字堀貳千七拾九番壹地

鳥取縣知事 八田三郎  
 三組合ノ地區 東伯郡山守村

昭和十六年六月十七日  
 價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル蔬菜及果實ノ販賣價格左ノ通指定ス  
 昭和十五年八月鳥取縣告示第六百八十一號ハ之ヲ廢止ス

昭和十六年六月十七日

蔬菜果實最高販賣價格

鳥取縣知事 八田三郎  
 田 三 郎

種別品種期別單位

百匁

○四〇

備考

りんご リチヤード印度スタークイン

三月迄翌年

同

○、二五

備考

其ノ他

其ノ他ノ月

同

○、三〇

備考

00596

なもかかも二十世紀、八雲、菊水、ラフランス  
 しも其他其ノ他桃

きも其他其ノ他桃

富有、次郎、御所、花御所、西條

其ノ他桃

露地栽培ノ甲州

溫室栽培ノモノ

いちじゆく  
 なつみかん

うんしゅうみかん

きんこうじ

こみかん

まるきんかん

(ヒユウガナツミカ  
 サンマオレンヂ)

十一月ヨリ  
 翌年二月迄  
 其ノ他ノ月

	百匁	一ヶ
ネープル	○、一〇	○、一〇
ポンカン	○、一七	○、一八

	百匁	一ヶ
葉無シ	○、二五	○、二五
	○、三〇	○、三〇
	○、二三	○、二三
	○、一〇	○、一〇
	○、一八	○、一八



かぎちしや  
玉ちしや  
花椰リ  
せんまい

普通モノ  
軟化モノ

葉柄附ノモ

み  
つ  
ば

切根  
みみ  
つつ  
ばば

八月ヨリ  
九月迄

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

00609

ね わ わ け ぎ  
青 ら づ き よ う う  
花 ら つき よ う  
さ と い も  
さ ら づ き よ う  
花 ら つき よ う  
さ と い も  
さ ら づ き よ う  
花 ら つき よ う  
さ と い も

翌年三月迄  
十一月ヨリ

〇〇八

〇、〇四

二月ヨリ十月迄ハ一錢加算スルコトヲ得

錢洗ヒいも皮無シハ各一  
上ゲトス



00603

## ◇鳥取縣告示第四百九十六號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル氷ノ販賣價格左ノ通指定ス

昭和十六年六月十七日

五ガロン罐	一本ニ付	一ヶ月毎ニ
但シ一ヶ月未満ノ場合ハ一ヶ月ト看做ス		

販賣種別	種別	單位	六月一日ヨリ九月末迄	十月一日ヨリ翌年五月末迄
生産者販賣價格	工場渡	一廻	一五、五四	一二、三六
小賣價格	小口賣營業用	一角(十八貫)	〇、一二	〇、一〇
小賣價格	同	一貫	〇、〇七	〇、〇六
營業用	同	一貫	〇、一〇	〇、一〇

一 本表生産者工場渡一角(十八貫)ノ價格ハ一廻未満ノ取引ノ場合ニ於ケル價格トス  
二 本表小賣業者ハ工場所在市町村ニ於ケル價格ニシテ右地以外ノ地ノ販賣價格ハ左ノ通トス

單位	六月一日ヨリ九月末迄	十月一日ヨリ翌年五月末迄
圓	〇、一六	〇、〇八
圓	〇、一〇	〇、〇八
圓	〇、一〇	〇、〇八

三 營業用トハ魚屋、飲食店、氷店等ガ直接自己ノ營業ノ爲ニ使用スルモノニシテ一角(十八貫)以上ノ取引ノ場合ニ限ルモノトス

## 二水產氷

00604

## ◇鳥取縣告示第四百九十七號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケルセメントノ販賣價格左ノ通指定ス  
昭和十五年六月鳥取縣告示第四百十一號ハ之ヲ廢止ス

昭和十六年六月十七日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

セメントノ販賣價格	(單位一袋)
品種	小賣業者販賣價格
普通ボルトランドセメント	五〇(廻入)
混合セメント(高爐セメントヲ含ム)	一、六三
早強ボルトランドセメント	一、六三
ネオソリデチツトセメント	一、八四
	二、四〇
	一、九三

(イ) 本表價格ハ三層紙袋詰ノモノ、價格トシ三層ト異ル紙袋詰ノモノ、價格ハ紙袋一層ヲ増減スルモノトス  
リテハ二錢四厘ヲ四〇班入ニ在リテハ二錢二厘ヲ増減スルモノトス  
(ロ) 本表價格ハ賣主店先渡ノ價格トス

## ◇鳥取縣告示第四百九十八號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

00605

一組合ノ名稱及地區

鳥取縣知事

(口) 地區

鳥取縣梅木製鐵製品販賣業組合鐵製

三 地區内ニ於テ梅木先春濟ノ作品タル鐵製品ノ販賣ヲ營ムモノ  
統制令第二條第二項又ハ第三項ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

統制令第二條第二項又ハ第三項ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ用

種	鐵 製 火 箸	別	品	割	透	種	規	格	單位	卸賣價格	小賣價格
同	同	同	同	同	同	同	特大 (長サ)	一尺	一膳	一五〇〇	一八〇〇
同	同	同	早	同	同	同	大 長サ	九寸五分	同	一〇、〇〇	一二、〇〇
同	同	同	蕨	同	同	同	中 長サ	八寸五分	同	八、〇〇	九、六〇
同	同	同	蕨	同	同	同	小 長サ	七寸五分	同	四、〇〇	四、八〇
同	同	同	蕨	同	同	同	大 長サ	九寸五分	同	六、〇〇	七、二〇
同	同	同	蕨	同	同	同	小 長サ	八寸五分	同	三、〇〇	三、六〇
同	同	同	蕨	同	同	同	大 長サ	九寸五分	同	四、〇〇	四、八〇
同	同	同	蕨	同	同	同	小 長サ	八寸五分	同	四、〇〇	四、八〇
同	同	同	蕨	同	同	同	大 長サ	九寸五分	同	四、〇〇	四、八〇
同	同	同	蕨	同	同	同	小 長サ	八寸五分	同	四、〇〇	四、八〇

00607

00000

イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

(口) ( )  
認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ掲示スベシ

卷之三

◆鳥取縣告示第四百九十九號

鳥取縣商工奉仕委員規程左ノ通定今

昭和十六年六月十七日

鳥取縣商工奉仕委員規程  
支那事變ニ於ケル中小商工業者ノ營業ノ援護指導ニ當ラシムル爲商工奉仕委員ヲ置ク

第二條 商工奉仕委員ハ知事ノ監督ニ屬シ互助共濟ノ精神ヲ以テ前條ノ目的ヲ達成スルニ必要ナル諸般ノ事務ニ從事ス

第三條 商工奉仕委員ノ定數二百五十人以内ニ於テ商工地區毎ニ知事之ヲ定ム

前項ノ商工地區ハ知事之ヲ定ム

第四條 商工奉仕委員ハ其ノ擔當スペキ區域又ハ業種ヲ定メ知事之ヲ嘱託ス

第五條 商工奉仕委員ハ名譽職トス

商工奉仕委員ノ任期ハ一箇年トス

第六條 商工奉仕委員ハ第三條ノ商工地區毎ニ商工奉仕委員會ヲ組織スベシ

鳥取縣商工奉仕委員規程第三條ニ依ル商工地區、商工奉仕委員定數左ノ通定ム

昭和十六年六月十七日

商工地區名	商工奉仕委員定數	區	鳥取市	田	三郎	備考
鳥 取	二 五	八	一 圓	三	郎	
商工地區名	商工奉仕委員定數	區	鳥取市	田	三郎	備考
米 倉 岩 八 氣 東 西	一 一 一 一 一 一 一 一	東伯郡倉吉町一圓	米子市一圓	三	郎	
野 伯 伯 高 頭 美 吉 子	一 七 一 一 一 一 一 一	岩美郡一圓				
	一 七 一 一 一 一 一 一	八頭郡一圓				
	一 七 一 一 一 一 一 一	氣高郡一圓				
	一 七 一 一 一 一 一 一	東伯郡(除倉吉町)一圓				
	一 七 一 一 一 一 一 一	西伯郡一圓				
	一 七 一 一 一 一 一 一	日野郡一圓				

商工奉仕委員會ハ知事ノ監督ニ屬シ商工奉仕委員相互ノ連絡  
ヲ圖ルモノトス  
關係市町村長、警察署長又ハ關係官公吏ハ商工奉仕委員會ニ出席シ且意見ヲ述ブルコトヲ得ズ

第七條 商工奉仕委員ハ其ノ職務ニ關シ知得シタル秘密ヲ漏洩スルコトヲ得ズ

第八條 商工奉仕委員ノ職務遂行及奉仕委員會ノ運用ニ資セシムル爲商工地區毎ニ商工奉仕委員事務所ニ所長ヲ置ク

第九條 商工奉仕委員事務所ニ所長ヲ置ク  
所長ハ名譽職トシ知事之ヲ嘱託ス

第十條 商工奉仕委員事務所ニ書記一名ヲ置ク  
書記ハ知事之ヲ命ジ所長ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
附 則

## 彙報

## 商取引の明朗化!!

## 新商道徳樹立運動

(商工課)

近時に於ける商取引界の實情に鑑み、賣手買手の尖銳化した對立感情の融和を圖り、明朗な取引を誘致して商取引に於ける臣道

實踐の具體化に務むべき新道徳を樹立する爲國家總動員法、臨時措置法及び經濟治安の確保を規正する改正刑法の條章、其の他諸種の經濟統制法令の周知徹底を圖り、遵法觀念の培養に務めて事犯を未然に防止すると共に、經濟統制に對する一般の積極的協力の氣風を作興する目的を以て、鳥取縣・鳥取縣物價統制協力會議、鳥取縣商業聯合會本部主催・大政翼賛會鳥取縣支部・鳥取縣商工聯合會後援の下に、六月十六日より同二十二日に至る七日間を新商道徳樹立運動週間として種々の運動方策を實施することとなつた。

今や支那事變は滿四ヶ年を戰ひぬき、しかも歐洲大動亂の勃發

00612

本的對策として新經濟道徳が確立されて、國民の志向が精神的に是正されるでなければ、體制組織の變更のみを以てはその萬全を期し得ないのであつて、今回的新商道徳樹立運動も即ちその一つである。

政府は事變以來極力必要物資の増産に努めて國民生活の安定を圖つてゐるのであるが、一國の利用すべき土地や原料勞力には限りがある。いくら生産増加に努力しても、物資や労力が潤澤に供給されなければ思ふやうに増産されないのは當然である。それに對して年に五十億六十億の資金が時局產業によつて民間に流れるのであるから、少い物資に購買力が殺到するには必然であつて、これを止めるには國民の自覺による購買力の抑制以外に方法がない。

一体吾々の經濟生活は生産と消費の二つの方面に分れてゐるのであるから、要するに多く生産することと、吾々の生活のための消費と享樂を少くすることとの二つに盡きる。生産を多くすることについては既に政府に於ても種々の方策がとられ、吾々も全力をつくして努めてゐるのであるから今はいはぬとして、生活の内容を引き下げて購買力を抑へるといふことは現在の吾々の最も大切な國家への義務である。現在ヨーロッパに於てイギリスが將に顕落に臨んでゐるといふことは、その國民生活の水準が高過ぎたこと

とが大きな原因であつて、日本の國力を高めるためには吾々の生活を切り下げることが最も必要である。

元來社會には上下の別、階級的な區別が存在してゐるが、そのいづれも皆社會相互の共存共榮によつて得られたものであつて、決して自分だけの力で出來たものではない。吾々は出来るだけ多く生産して少なく消費することによつて、國家社會に對する義務を果さなければならないのである。

商道徳に於てもこの點同じことがいふ。即ち物を生産することも國家の爲であり、自己の生活を切り下げる消費を少くすることも國家の爲であると共に、營利の自由を棄てゝ國家の爲に自己の職分に捧げることが國民の國家に對する責任であつて、生産者は生産の上に商業者は商業の上に於て國家に奉仕することが新經濟道徳でなければならない。

昔の商道徳は他を顧ずして自己の利益のみを考へればよかつたかも知れないが、今後の商道徳は必ず國家の爲社會の爲を考へなければ成り立たないのである。公益優先とは即ちこれである。しかし公益とは國家社會の利益であり、國家の優越、優位を招來すべきものでなくてはならぬのである。

吾々は日本人である。私利を滅却して國家に奉仕する忠君愛國の精神は先天的に日本人の血の中に流れてゐる傳統である。時に

00611

(商工課)

は世界のすべてを含む世界新秩序建設の大運動となつて、我が國も日獨伊三國同盟によつて完全にその指導的立場を把握して、その一環たる大東亞共榮圈確立の重責に當ることとなり、我が國初以來の大聖業に邁進してゐるのであるが、これが爲には益々我が經濟界を堅實に發達せしめて如何なる長期の戦に對しても毅然としてこれを克服して行くでなければ、その目的完遂は望まれない。

然るに現下の情勢は、軍需其の他の生產力擴充產業の進展と共に多額の通貨は國內に流れ、しかも物資及び労力をこれ等の重要な產業に向けねばならぬ關係から、日常生活用品等は自然抑制されに伴つて或は闇取引が行はれ、或は商取引に於て相互の對立的感情の尖銳化を見るに至ることは洵に遺憾の至りであつて、一日も速かにその明朗化を圖ることは喫緊の重要事といはねばならぬ。

これに對する施策として政府が新經濟體制即ち統制經濟の方策をとつてゐることは周知の處であるが、これと共に一面これが根らぬ。

00613

これが湮滅せられてゐるかに見える者のあるのは、太陽の光が一時浮雲に遮られてゐる如きものに過ぎない。即ち國家社會を考へずして一個の自分の利益のみを考へる如き商人道は日本人の道ではないのである。

しかし公益と私益とは別々のものでありながら決して全然相反するものではない。新しい經濟道德は個人の金儲けの爲に仕事をするのではないか、必ずしも私益を棄てゝしまふものではなく、公益の許す範圍に於て私利を守ることは當然許されてゐる。農家

は米穀を作ることによつて國家社會に貢献し、商人は國民間に必要物資を有無融通せしめることによつて國家社會に貢献する。そ

の間に於ける國家社會の認めた相當の利益を得るのは當然のことである。たゞそれ以上に、他の迷惑を顧みずして私利を圖らうとするところに商道德の違反があり、法令に背いてまで私利を圖らうとするところに罪が成立するのである。

今や政府は新しい機構として生産機關も商業機關も團体によつて統制し、團体を構成する個人はその團体内に於ける相互の監視によつて個人的な策動を押へつゝ、國家の爲にその職能を果すやう組織されてゐる。從つて生産者は政府の統制の下に國家の爲に多く生産し、消費者は生活を引き下げて國家の爲に消費を抑制し商業者は萬人の認むる正當な利益の下に國家社會の爲に有無相通

00614

蠶種製造者をしてこの向の蠶種を配給せしめないことになつた。

周知の通り本年度からは蠶糸業統制法第三條の規定により蠶糸類は一切計畫生産となつてその生産を規制されてゐるのであるが夏蠶は元來飼育數量も少くて繭にして僅々二萬貫程度のものであ

り、且つ作柄についても極めて不安定なものである上にその繭質も粗惡であつて、しかも夏蠶飼育の爲に桑樹の能力を損することは甚だ多いものであるから、四箇の事情から考へて本年の夏蠶飼育休止を決定した次第である。

よつて養蠶者は一日も速かに殘桑を伐採して、その桑葉は家畜飼料として直に使用するとか又はエンシレーデーに依つて保存使ひ、或は堆肥として利用の途を講ずる等適當の方策を講ずることゝし、桑樹の伐採を遅らせて新芽の發生を妨げないやう措置されることを希望する次第である。

※ ※ ※

本縣からは佐伯縣視學を初め鳥取市三名、米子市五名、岩美郡四名、氣高郡七名、八頭郡六名、東伯郡十一名、西伯郡九名、日野郡五名、縣立青年學校教員養成所一名、計五十二名が講習を受けることになつたが、之等二千餘名の教職員の得た内原魂に依る積極的な協力に依つて今後の滿洲國への大躍進が期待される譯である。

## 残桑の早期處置ご

### 夏蠶飼育の休止

(農務課)

本年の春蠶は豫期以上の好成績を以て上簇を終つたが、今年は天候の好調に恵まれ桑樹の發育が豫想外に良好であった爲大量の殘桑を生じ、縣下を通じて五六十萬貫を剩すに至つた模様である。従つてこの殘桑を利用する目的を以て夏蠶の飼育をなさうとする向もあるやうであるが、縣ではこの處置法について各都市養蠶業組合長・各製糸工場長・蠶種菜組合長等と協議の結果、本年は初秋蠶及び晚秋蠶の飼育に主力を注ぎ夏蠶は掃立を行はないことゝし

## 教職員に「内原魂」

### 拓殖訓練講習會

(社會課)

新興滿洲國への開拓民及び青少年義勇軍の選出は何と云つても教職員の理解ある協力が必要であつて、之がためには先づ教職員に對して内原魂を把握せしめることが先決問題である。

そこで拓務省では全國の國民學校中より二千餘名の教職員を選んで茨城縣内原訓練所に收容し、十七日から二十三日までの一週間に亘つて「教員拓殖訓練講習會」を開催することゝなつた。

本縣からは佐伯縣視學を初め鳥取市三名、米子市五名、岩美郡四名、氣高郡七名、八頭郡六名、東伯郡十一名、西伯郡九名、日野郡五名、縣立青年學校教員養成所一名、計五十二名が講習を受けることになつたが、之等二千餘名の教職員の得た内原魂に依る積極的な協力に依つて今後の滿洲國への大躍進が期待される譯である。

回 回 回

じ、これに反する者は斷乎たる嚴罰によつて國家社會の利益を保護する處に新しい經濟道德の樹立が存するわけである。冀くは全國民一日も速かに新經濟道德を確立し、私利私慾に拘つて國家社會を顧みざる如き弊風を去つて東亞の指導國、否世界の指導國日本としての高度の道德樹立に邁進されんことを望む次第である。

## ◎行旅死亡人

一 取扱者 三重縣阿山郡中瀬村長  
一 本籍地及住所 不詳

一 氏名年齢性別 氏名不詳年齡推定四十五六歲男

一 人相 丈五尺瘦型面長、眼稍窪ミ上下齒共定存頭

一 髮丸刈

一 特徵

一 着衣 前頭部中央ニ約二匁大ノ三日月型傷痕アリ

一 紬織羽織一枚裏ハいろは文字模様ヲ白地ニ黒地ニテ染

一 拔シタルモノ人絹單衣長襦袢鐵色人絹襟付一枚白地ノ山

一 水ノ模様家ト山ヲ書ク茶色メリヤスシャツ上同下毛糸腹

一 卷茶色一枚朱子足袋十文一足薄茶色毛糸腰紐一本羽織紐

一 (人絹濃鼠色一本K十八金印入り金色様羽織銀一組鼠色  
絞人絹兵古帶一本、淡茶色中折帽丸形様どうじま鼠色ノ  
合三茶色別珍鼻緒下駄一足)

一 携帶品 黒レザーニック折財布一個在中金八錢内譯五  
錢白銅一枚一錢銅貨三枚煙草(ベット)一個但シ三本在中  
マツチ一個ハンカチーフ一枚但シ隅ニ「青女ニ藤澤」ト黒  
書シアルモノ

一 備考 右ハ昭和十五年十月二十七日午前七時頃中

昭和十六年六月十七日印刷  
昭和十六年六月十七日發行

發行者 鳥取縣鳥取市東町  
印刷所 鳥取縣氣高郡大正村大字古海  
鳥取刑務支所

00615

瀬村大字西明寺字上青木地内福森兼松所有ノ田小屋ニ於  
テ縊死シ居ルヲ發見檢死ノ結果本籍住所判明セザルニ付ス  
同村大字西明寺區墓地ニ假埋葬ニ付ス  
心當ノ向ハ直接該村長宛照會相成度

## 正誤

△ 同 (ロ) 昭和十六年六月十三日(金曜日)發行第千二百四十一號「鳥取縣  
告示第四百八十三號」中左ノ通訂正ス

△ 一九頁(イ) 同(ロ) 既經驗勞務者欄二件目二段自、四〇ハ自、六〇ハ至、六〇  
ノ誤り

△ 同 (ロ) 二四頁(イ) 既經驗勞務者欄三段ノ六〇同八〇同九〇同六  
ニ同ジハ十行目ノ誤り  
○同ハ「、六〇」「、八〇」「、九〇」「、六〇」ノ誤り